

緑と彫刻のある町



秋のこより



1995

10

No.357

10月のカレンダー

- 一日 各小学校運動会
- 二日 国勢調査日
- 三日 広域行政事務組合設立
共同募金開始
- 四日 戰没者追悼式
狂犬病予防注射
- 五日 子宮癌乳癌検診開始
- 六日 幼稚園運動会
- 七日 町民体育祭
- 八日 ポリオ生ワクチン投与
- 九日 福祉スポーツ大会

発行・編集。

熊本県 津奈木町役場 企画課 TEL 0966-78-3111
〒869-56 熊本県芦北郡津奈木町大字小津奈木2123

印刷
水俣旭印刷所

〈人口と世帯〉 9月1日現在()内は前月比
総数5,956(-12)
男2,839(-6) 女3,117(-6) 世帯数1,861(-6)

INFORMATION 暮らしの情報

熊本県より

旅券法の改正について

旅券法が十一月一日から改正されます。主な改正内容は、次のとおりです。

- ①有効期間が、五年と十年の二種類のパスポートになること。
- ②子の併記が廃止されること。
- ③手数料の額が変わることです。このため二十歳未満の方は有効期間五年のパスポート申請を、二十歳以上の方は有効期間五年か十年のどちらかのパスポート申請となります。

手数料は十年が一万五千円、五年が一万円、十二歳未満は五千円となります。

お尋ねは、県芦北事務所総務振興課まで。

契約と遺言は公正証書で

平成7年10月1日より決定!

熊本県(地域別)最低賃金

日額	4,430円
時間額	555円

※臨時・パート労働者(産業別最低賃金適用労働者を除く)すべてに適用されます。

詳しいことは、熊本労働基準局(096-355-3181)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

消防署より

危険物取扱者試験及び同準備講習会

平成7年度第二回危険物取扱者試験(全類)及び同準備講習会が実施されます。

平成7年10月17日(火)午後1時~2時受付

月 日 十一月十九日(日)

試験会場 熊本市・八代市

受付期間 十月一日(月)~十一月(水)

講習会場 八代市本町二丁目立体駐車場ホール

受付期間 十月一日(月)~十一月(水)

願書配付及び問い合わせ先 水俣芦北消防組合

予防課危険物係

六三一一一九二(内線二七)

公証制度とは、契約や遺言の実です。

日本公証人連合会では十月一日から十月七日までを公証週間と定めてその普及に努めています。

公証制度は、契約や遺言の実です。

日本公証人連合会では十月一日から十月七日までを公証週間と定めてその普及に努めています。

公証制度とは、契約や遺言の実です。

日本公証人連合会では十月一日から十月七日までを公証週間と定めてその普及に努めています。

後期ポリオ(急性灰白髄炎)生ワクチン投与について

次の日程で、後期ポリオ生ワクチン投与を実施します。

クチン投与を実施します。

平成6年七月一日から平成7年六月三十日までの出生児

津奈木町改善センター

三、対象児

津奈木町改善センター

二、実施場所

津奈木町改善センター

一、実施日時

平成7年10月17日(火)

午後1時~2時受付

月 日 十一月十九日(日)

試験会場 熊本市・八代市

受付期間 十月一日(月)~十一月(水)

講習会場 八代市本町二丁目立体駐車場ホール

受付期間 十月一日(月)~十一月(水)

願書配付及び問い合わせ先 水俣芦北消防組合

予防課危険物係

六三一一一九二(内線二七)

皆さんの中には、役場や県、国の機関等が行っている仕事について

◎手続きなどはどうしてよいのかわからない。

◎不親切な扱いを受けた。

◎役所に対する苦情や相談、意見がある方はいらっしゃいませんか。

◎手手続きなどはどうしてよいのかわからない。

ご寄付お礼

○美術品取得基金へ

平国下 野崎武寿様

○絵画寄贈

津奈木町出身 故林勝様ご遺族

以上の方々よりご寄付いただきました。誠に有り難うございました。

元村 壮 七八一五五三

おいでいただきご相談ください。

議会へ香典返しとして金一封を

ご寄付いただきました。この寄付金は、ご意志に添い有効に利用させていただきますとともに

に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

(敬称略)

右の方がたから町社会福祉協

議会へ香典返しとして金一封を

ご寄付いただきました。この寄付金は、ご意志に添い有効に利

用させていただきますとともに

に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

-6-

認定を受けるための条件

次の要件を満たしていれば、市町村が農業経営改善計画を認定します。

- ①市町村が定める「基本構想」の経営指標の水準以上であること
- ②目標を達成することが確実であると見込まれること
- ③農用地の効率的・総合的な利用を



九月十二日午前九時より、役場二階会議室に於いて、農業経営改善計画に伴う認定農業者の認定証の授与式が行われ、十二戸の農家が認定されました。この制度は、経営規模の拡大

認定を受けた場合のメリット

制度上措置されているものだけでも、次のようなものがあります。

- ①農用地の利用集積の支援（農業委員会が利用関係を調整）
- ②農業生産法人出資育成事業（県公社が法人に農用地を現物出資）
- ③税制上の特例（機械等の割増償却）（一定の規模拡大をすれば割増償却可能）
- ④融資面の配慮（農林漁業金融公庫資金などの優先貸付）
- ⑤研修等の実施（経営改善のためのノウハウの蓄積）

認定農業者制度											
認定第1号											
認定番号											
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
新吉立野晋広	福田裕介	森山晋	浜田一	篠原修	長浜二	平松一	門崎悟	浜田幸	伊藤伸	村上恭	伊藤新吾
立野晋	福田裕介	森山晋	浜田一	篠原修	長浜二	平松一	門崎敬	浜田幸	伊藤新吾	村上恭	伊藤新吾

意欲ある経営者を応援します

きれいな川と海は自分たちで

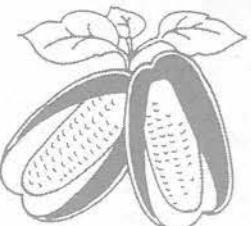
釣り人のマナーは……？



クリーン作戦

関係機関（県、町、農業委員会、農協）が一丸となつて応援するものです。なお、認定されますと、農業経営面に於いて多大のメリットがあります。まだ申請書を提出されていない農家は、早めにご提出ください。

今年で四回目の「全国一斉クリーン作戦」が去る八月二十七日、町内の河川と海岸一帯で、漁協・婦人会・役場職員参加のもと行われました。去年よりもゴミの量は少ないだろうと、いざ現場へ！期待は大ハズレ、あちこちへゴミ袋や空き缶、釣り人が捨てたと思われる悪臭のするエサ等散乱し、2tダンプ8台分ものゴミがあり、参加者から「モラルの問題だ！」と怒りの声が上がりました。



一番悪いのは勿論「モラルの無い人」だけれど、「注意する人」がいないのも悪いのです。来年はもっともつと多くの人が参加し、実情を見て「ふるさとのきれいな川と海は自分たちで守るう」の輪を広げましょう。

尚、赤崎校区の婦人会は別の日に、毎年「磯掃除」を自主的に行って自然を大切に守っておられます。

水俣芦北広域行政事務組合設立!!

平成7年10月1日から、水俣芦北消防組合・水俣市外三ヶ町衛生施設組合・芦北町外二ヶ町し尿処理組合・水俣芦北広域市町村圏協議会が統合され、新しく水俣市・田浦町・芦北町及び津奈木町で構成する「水俣芦北広域行政事務組合」が設立されました。

一、設立の趣旨

今日、住民の生活行動範囲は市町村という枠を越えてますます広がっていることは周知のとおりです。通勤、通学、買い物等日常生活に係わる事柄どれひとつと見てみても、その活動範囲は拡大し、住民のニーズも多様化、高度化しています。そのような中、生活圏域の拡大に対応した、行政、地域づくりが強く求められています。

水俣芦北一市三町の現状を見ますと、過疎化、高齢化が進む一方、水俣病発生等により、地域経済が低迷し、各市町の財政力も低下するなど、厳しい行財政運営を強いられているのが実情です。

このように停滞した水俣芦北地域の振興を図るために、熊本県においては、現在平成八年度からの第三次水俣芦北地域振興計画の策定が進められていますが、今回の策定にあたっては、熊本県総合計画に掲げられた、芦北七浦パークコースト（海岸公園）整備の推進など、水俣芦北地域の広域的な発展を図ります。また、平成七年一月には、財團法人水俣芦北地域振興基金が設立され、一市三町による広

域的な事業をはじめとして、地域住民の自主的な地域づくりの活動に対しても支援が行われることになりました。



ところでも、現在一市三町が抱えている課題として、火葬場、ごみ処理施設（水俣市を除く）し尿処理施設などの建設の問題があります。これらの施設は老朽化が進み、早急な建て替えや新たな建設の必要に迫られています。しかし、共同で建設した場合は相当の経費が節減できるな

ど広域的に処理することにより、域住民の自主的な地域づくりの活動に対しても支援が行われることになります。

これまでそれぞれの事業のため設立されていた既存の一部事務組合を統合し、相互に関連する事務の共同処理による効率的運営を図り、併せて広域的な視点ができます。これらの市町で建設するとすれば、膨大な経費が必要となり、一市三町の財政状況から大変困難な状況にあります。しかし、共同で建設した場合は相当の経費が節減できるな

ため、新しく水俣芦北広域行政事務組合が設立されたものであります。



二、水俣芦北広域行政事務組合で協同処理する事務

- (一) 広域にわたる総合的な計画の策定、広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務。
- (二) 消防に関する事務。
- (三) 伝染病隔離病舎の設置・管理運営に関する事務。
- (四) し尿の収集・運搬。（水俣市を除く）し尿処理施設の設置管理運営、その他し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務。
- (五) ごみ処理施設の設置・管理運営に関する事務。
- (六) ゴミの最終処分場の設置・管理運営に関する事務。
- (七) 火葬場の設置・管理運営に関する事務。

水俣市陣内五二三番地の三
（水俣市ひばりヶ丘グランド上）
電話事務局 六三一一一二八
消防 六三一一一二九
(水俣市を除く)
水俣市陣内五二三番地の三
（水俣市ひばりヶ丘グランド上）
電話事務局 六三一一一二八
消防 六三一一一二九
(水俣市を除く)

三、組合の事務所の所在地
(水俣市を除く)
にに関する事務。

